

報告 子 1

児童クラブの課題解消のための対策について

近年、児童クラブの利用希望者が増加する一方、児童クラブ職員の確保難や高齢化等により運営体制の維持が困難さを増している状況にあります。そのため、本年度、児童クラブ運営委員長会、児童クラブ職員及び市の三者でワーキンググループを設置し、児童クラブを取り巻く課題の把握と解消に関する検討を行い、令和 6 年 9 月に取りまとめました。これを受け、以下のとおり対策を行う考えです。なお、実施に当たっては、児童クラブ運営委員会と協議しながら進めます。

1. 児童クラブが抱える課題（ワーキンググループでの主な検討課題）

- ①人材不足 ： 不規則な勤務形態により人材が確保できない。
- ②処遇の改善 ： 会計・事務の負担が大きい。委託料が少なく社会保険に加入できない。障がい児への対応。
- ③運営のあり方： 公設の委託先は運営委員会方式のみ。職員の高齢化や人材不足により運営体制の維持が困難となっている。

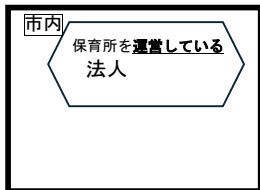
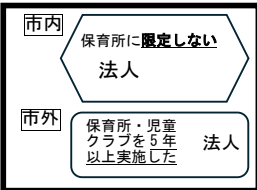
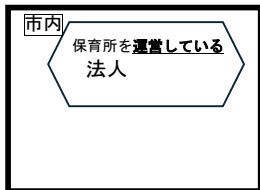
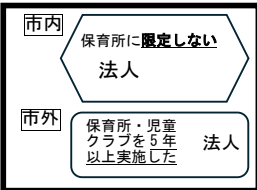
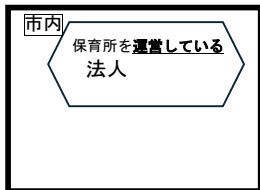
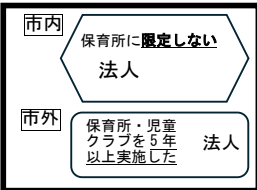
2. ワーキングにおける検討結果と今後の対策

(1) 運営委員会方式における支援体制の強化

ワーキングでの検討結果		今後の対策
① 多様な人材確保策の検討・実施	(a) 給食センターや小・中学校で働く人に、就労先としての児童クラブを市が紹介	教育委員会と調整のうえ実施
	(b) 現存の人材確保策（県人材確保支援事業、県立大アルバイト連携、福祉人材センター、シルバー人材センター）の更なる有効活用（例：申請手続等の事務補助等）	具体的な対応方法を検討のうえ実施
② 事務負担軽減策の検討・実施	(a) システム導入による事務負担の軽減（例：児童及び職員の出退管理、保護者との連絡網整備等）	事例紹介とシステム導入等の働きかけ
	(b) 会計事務や給与計算事務等の外部委託（社会保険労務士等）	個別に市から各児童クラブへ意見聴取及び提案
	(c) 事務処理の統合、雇用の一元化（斐川地域での方式を参考）	
	(d) 運営委員会の統合（中学校区単位、旧市町単位、全市単位（例：コミセン方式））	

ワーキングでの検討結果		今後の対策
③ 職員の処遇改善、委託料の見直し	【職員確保・定着に向けた雇用条件の見直し】	
	(a) 好事例の情報提供（斐川方式等） ・フルタイム労働等の雇用形態の検討 ・主任、支援員は月例固定給与とする 等	事例紹介と導入の働きかけ
	(b) 児童クラブ事業の保護者等に対する理解促進	各児童クラブを通じて保護者へ周知（5月頃）
	(c) 賃金単価上昇による、就労先選択の優位性アップ。職員定着の誘因となりうる賃金水準の確保	委託基準の見直し
	【委託料の見直し検討項目】	
	(d) 人勤と国補助基準額を踏まえた賃金モデル	委託基準の見直し
	(e) 社会保険料の反映	
	(f) 委託料の児童数当たりの階段の見直し（1段5人から1人に）。人数変化により委託料区分が変わる際の金額の差を緩和	
	(g) 小学校早帰りの対応経費	
	(h) 事務職員の配置経費（②(b)(c)関連）	対象の児童クラブとの個別協議
	(i) 人数が多い児童クラブの支援単位の分割	
④ 障がい児等への対応	(a) 障がい児や支援が必要な児童への対応方策の検討	巡回の継続、個別相談対応、研修紹介（継続）

(2) 課題解消のための多様な運営方式の導入（令和7年3月規則改正、4月施行予定）

ワーキングでの検討結果		今後の対策				
①公設民営（委託）について	現在、公設児童クラブの運営主体は運営委員会に限定しているが、運営委員会以外でも公設児童クラブの運営を可能にする。	委託先を次のとおりとする。 ・ 児童クラブ運営委員会 ・ 市内で事業を行っている社会福祉法人や学校法人（保育所運営に限定しない）（追加） <table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	改正前	改正後		
改正前	改正後					
						
②民設民営（補助）について	〔対象法人〕 (a) 現在、市内で保育所を運営している法人（社会福祉法人、学校法人、株式会社等）に限定しているが、限定を外して民間企業等の参入を認めることとする。	対象法人を次のとおりとする。 ・ 市内で事業を行っている法人（保育所運営に限定しない）（一部見直し） ・ 市外で保育事業又は児童クラブ事業を5年以上実施した実績のある法人（追加） <table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	改正前	改正後		
改正前	改正後					
						
	〔対象校区〕 (b) 現在、補助対象を、待機児童がある又は生じるおそれがある小学校区で児童クラブ運営を行うものに限定しているが、児童クラブの運営が困難となっている運営委員会がある小学校区については民間企業等によるクラブ参入を認めることとする。	対象校区を次のとおりとする。 ・ 待機児童がある又は生じるおそれがある校区 ・ 児童クラブの運営が困難となっている運営委員会のある校区（追加）				